

令和7年3月31日
大 阪 府

前金払の使途拡大にかかる契約書等の改正について

前払金の早期支払を通じて早期の事業進捗等を図る観点から、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大する特例措置を平成 28 年度より実施しておりますが、この度、令和7年度より恒久化することとなったため、下記のとおり契約書等を改正することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 概要

前払金の対象範囲を、建設工事請負契約書第 36 条「前払金の使用等」に定めるもののほか、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大するとともに、これらに充てられる上限額は、前払金額の 100 分の 25 である旨を規定。

2 改正内容

建設工事請負契約書及び同契約書（中間前金払用）第 36 条

- ・ 現 行：受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- ・ 改正後：受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

* 参考： [建設工事請負契約書](#)、[建設工事請負契約書〔中間前金払用〕](#)

3 備 考

- (1) 公告時期の都合上、契約書に前払金の使用等の使途拡大の条項がない場合は、変更契約等により対応します。
- (2) 既に契約締結した債務負担行為案件について、令和7年度の前払金の使途拡大適用を希望されます場合は、変更契約により対応します。
- (3) 「公共工事の前金払に関する要綱」を改正します。

* 参考： [公共工事の前金払に関する要綱](#)

お問い合わせ先

総務部 契約局 総務委託物品課
電話 06-6944-9905